

## 1 全体的事項

- (1) 当該事業は、自然豊かな青葉山丘陵地及び大学施設や住宅地近傍に計画路線が位置することから、環境影響の回避低減に当っては、地域特性を踏まえ実行可能な範囲で最大限の措置を講じること。

特に、青葉山及び竜の口溪谷等の一帯は、国指定天然記念物及び史跡をはじめ広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域や風致地区などに指定されており、本市中心部に近接しながら豊かな自然環境が維持されてきた貴重な地域であることから、周辺の自然との調和と生物生息環境の保全に十分配慮すること。

- (2) 事業計画が未定である部分が見受けられることから、事業計画の詳細が決定した後、必要に応じ専門家の意見を聴取するなどして環境影響の予測結果及び環境保全措置の効果について検証するとともに、保全措置や事後調査計画の見直しについて検討すること。

特に、竜の口溪谷を複数の橋梁により横断する区間については、環境に十分配慮した計画とすること。

- (3) 事後調査の実施に当たっては、事業に伴う環境への影響の把握や環境保全措置の効果を検証するとともに、特に工事中においては、工事期間が長期にわたることから、事後調査の結果がその後の施工等に確実に反映できる体制を構築すること。また、予測し得なかった影響が生じる、あるいは科学的な知見が新たに得られるなど環境保全上必要な場合には、専門家の意見を聴取するなどして、保全措置の見直しや新たな措置について検討すること。

- (4) 評価書作成に当たっては、予測結果、環境保全措置及び事後調査計画等についてより具体的に明示するとともに、市民に分かりやすい内容となるよう配慮すること。

- (5) 青葉山地区周辺においては、本事業の他、高速鉄道東西線及び仙台南環状線が計画されており、隣接または一体的に整備が行われる区間もあることから、工事計画の策定、施工及び事後調査等に際し、関係機関と調整を行い、青葉山地区周辺の環境保全に十分配慮すること。

## 2 個別的事項

### (大気環境)

- (1) 建設機械の稼働による騒音については、予測地点周辺における建築物の立地状況に応じて、建設機械の稼働位置や高さ方向を考慮した予測及び評価を行い必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (2) 工事用車両の運行による騒音については、工事用車両の運行を予定している道路周辺において、道路交通騒音が環境基準を超過している地点や要請限度を超過すると予測される地点があることから、より一層道路交通騒音の低減に配慮すること。

### (水環境)

- (1) 工事に伴う濁水については、広瀬川における浮遊物質等の影響を考慮した予測及び評価

を行い適切な環境保全措置を講じること。また、工事の実施に当たっては、環境保全措置の効果及び広瀬川や竜の口沢の状況等について十分な監視を行い、必要に応じて適切な措置を講じること。

- (2) トンネル掘削に伴う地下水位及び湧水への影響について、より客観的、科学的な知見に基づき予測及び評価を行うこと。また、トンネル掘削時における湧水量、工事中及び供用後の計画路線周辺の地下水位について事後調査を行うとともに、工事の実施に当たっては、地下水流動の保全に配慮した工法等を選定すること。

#### (土壌環境)

- (1) 切土工事及びトンネル掘削に伴う建設発生土については、土壌調査の実施による土壌汚染の有無を確認するとともに、汚染土壌が確認された場合は適切な措置を講じること。

#### (動物・植物・生態系)

- (1) 動物、植物及び生態系への影響の予測・評価に当たっては、選定した重要な種や注目種等について事業特性及び地域特性を踏まえ、それぞれの種ごとの生活史や環境要求の特性等の科学的知見に基づき検討するとともに、可能な限り具体的に評価書に記述すること。
- (2) オオタカやニホンカモシカ等の重要な動物種の生息域周辺においては、工事による影響を極力小さくするため、当該動物種の重要生息域より遠い方から工事を徐々に開始し近接していくコンディショニング(馴化)などの措置について検討するとともに、当該道路への哺乳類等の侵入や照明による昆虫類の誘引等の防止について充分配慮すること。また、供用後、当該道路への哺乳類等の侵入事故や移動阻害の実態について事後調査を行い、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (3) 重要な植物群落の選定については、既存文献などにより地域特性を考慮した上で再検討し予測及び評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置を講じること。
- (4) 青葉山切土における環境保全措置として、中木程度の植栽を考慮し30度以下まで法面勾配を緩くするとしているが、工事の実施に当たっては、周辺植生に配慮しつつ法面による改変範囲をできるだけ小さくするよう適切な法面緑化の工法等について検討すること。
- (5) 生態系の注目種・群集の選定については、事業特性・地域特性を踏まえ、選定の理由や経緯等について具体的に評価書に記述すること。
- (6) 事後調査等において、新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取し、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な措置を講じること。

#### (景観)

- (1) 動物公園駅前広場周辺の景観について、調査、予測及び評価を行い必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。